

## 2号団体の関係条文（参考）

### ○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第41条の18 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成6年法律第4号）の施行の日から平成21年12月31日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第4条第4項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第1号又は第2号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第4号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条から第86条の4までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第189条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一～三 （略）

四 政治資金規正法第3条第1項第2号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第86条から第86条の4までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

○ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号） （抄）

（政治団体の届出等）

第 6 条 （略）

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（第 7 条第 1 項において「綱領等」という。）を提出しなければならない。

3～5 （略）

○ 政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号） （抄）

（法第 6 条第 2 項の政令で定める文書）

第 4 条 法第 6 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める文書は、次に掲げる文書とする。

一～五 （略）

六 租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 4 号に該当する政治団体にあつては、当該政治団体が推薦し、又は支持する者が、当該政治団体により推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面

第2号様式の9（第2条第2項関係）

被 推 薦 書

平成 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 印

住 所

私（私達）は、平成 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。